

尼崎の森中央緑地 緑化技術検討会設置要綱

(設 置)

第1条 「尼崎の森中央緑地植栽計画」（以下「植栽計画」という。）に基づき、技術的・専門的視点より植栽計画を推進するための「尼崎の森中央緑地 緑化技術検討会」（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 尼崎の森中央緑地内の苗木栽培圃場における地域性苗木の生育状況、管理状況等の確認に関すること。
- (2) 尼崎の森中央緑地の植栽木のモニタリングに関すること。
- (3) 植栽計画推進に係る進行状況の確認に関すること。
- (4) 植栽計画推進に係る技術的問題点の抽出と対応策の検討に関すること。
- (5) その他植栽計画に係る協議・助言及び植栽計画の見直し等に関すること。
- (6) 植栽計画に関する公園整備計画への助言、検討に関すること。

(組 織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。

(委員長)

第4条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者（以下「ゲスト委員」という。）の出席を求めることができる。
- 5 委員長は、必要に応じ、あらかじめ委員長の指名する者で構成するワーキンググループを設けることができる。
- 6 ワーキンググループに委員長の指名する座長をおくものとする。

(庶 務)

第6条 検討会の庶務は、兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所尼崎21世紀プロジェクト推進室において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、事務局が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

別表（第3条関係）

尼崎の森中央緑地緑化技術検討会名簿

氏 名	役 職 等
いしまる 石丸 京子	尼崎の森中央緑地 生物多様性チーフコーディネーター
さわだ 澤田 佳宏	兵庫県立大学 緑環境景観マネジメント研究科 准教授
なかぎ 中瀬 熱	兵庫県立人と自然の博物館 名誉館長 兵庫県立大学 名誉教授
はつとり 服部 保	兵庫県立大学 名誉教授
むね 宗 和弘	アマフォレストの会 会長
やませ 山瀬 敬太郎	兵庫県立大学 環境人間学部 教授

(50音順にて記載)